

参 考 資 料

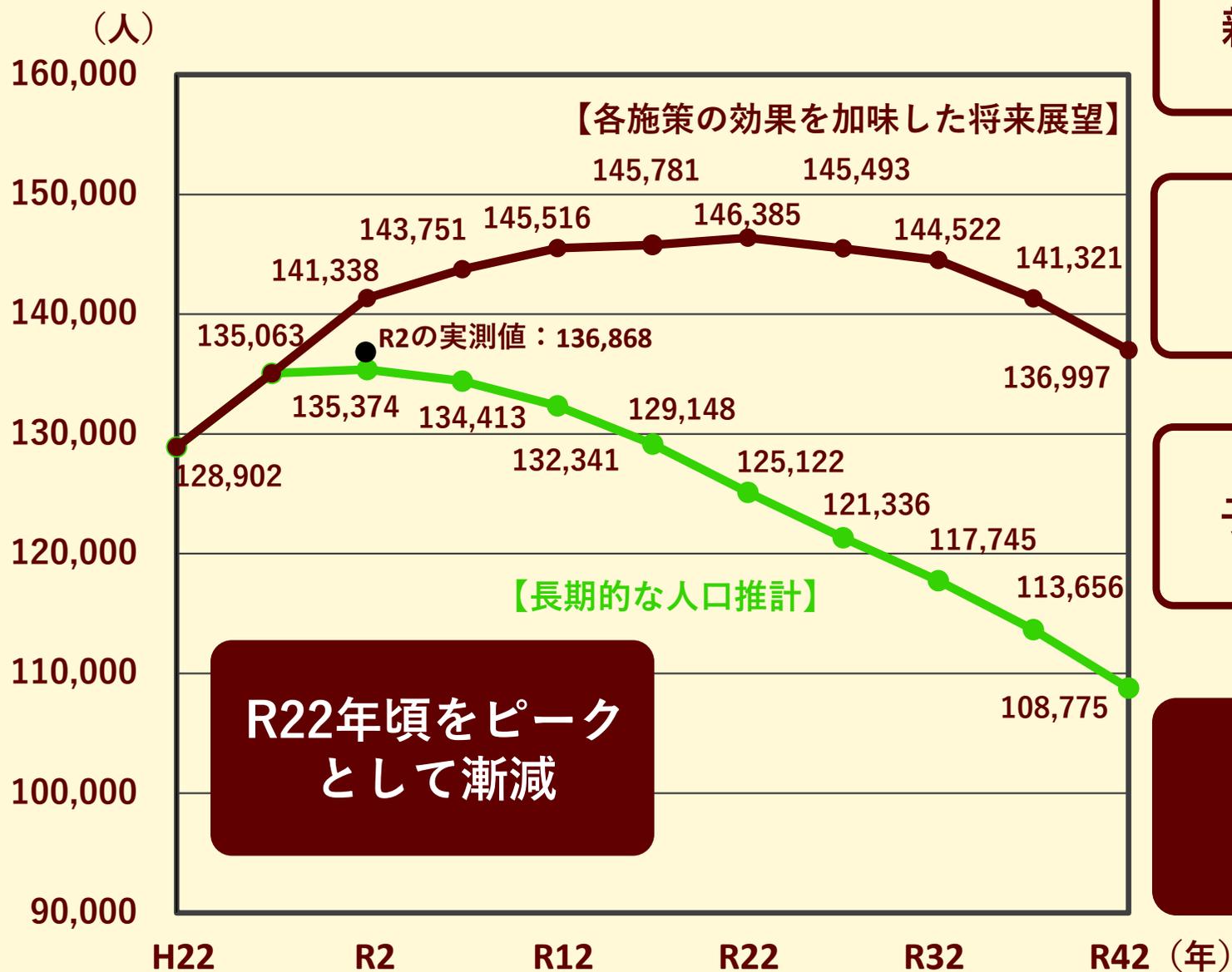
1. 箕面市の概況
2. オレンジゆずるバスの利用促進の取り組み
3. 路線バスの再編について
4. 箕面市地域公共交通活性化協議会規約
5. 箕面市地域公共交通活性化協議会 分科会規程

1. 箕面市の概況

- 人口推計
- 高齢化率
- 自動車利用割合

1. 箕面市の概況

箕面市の人口推移



新市街地の人口定着

+

北大阪急行線の
延伸効果

+

子育て支援策の充実

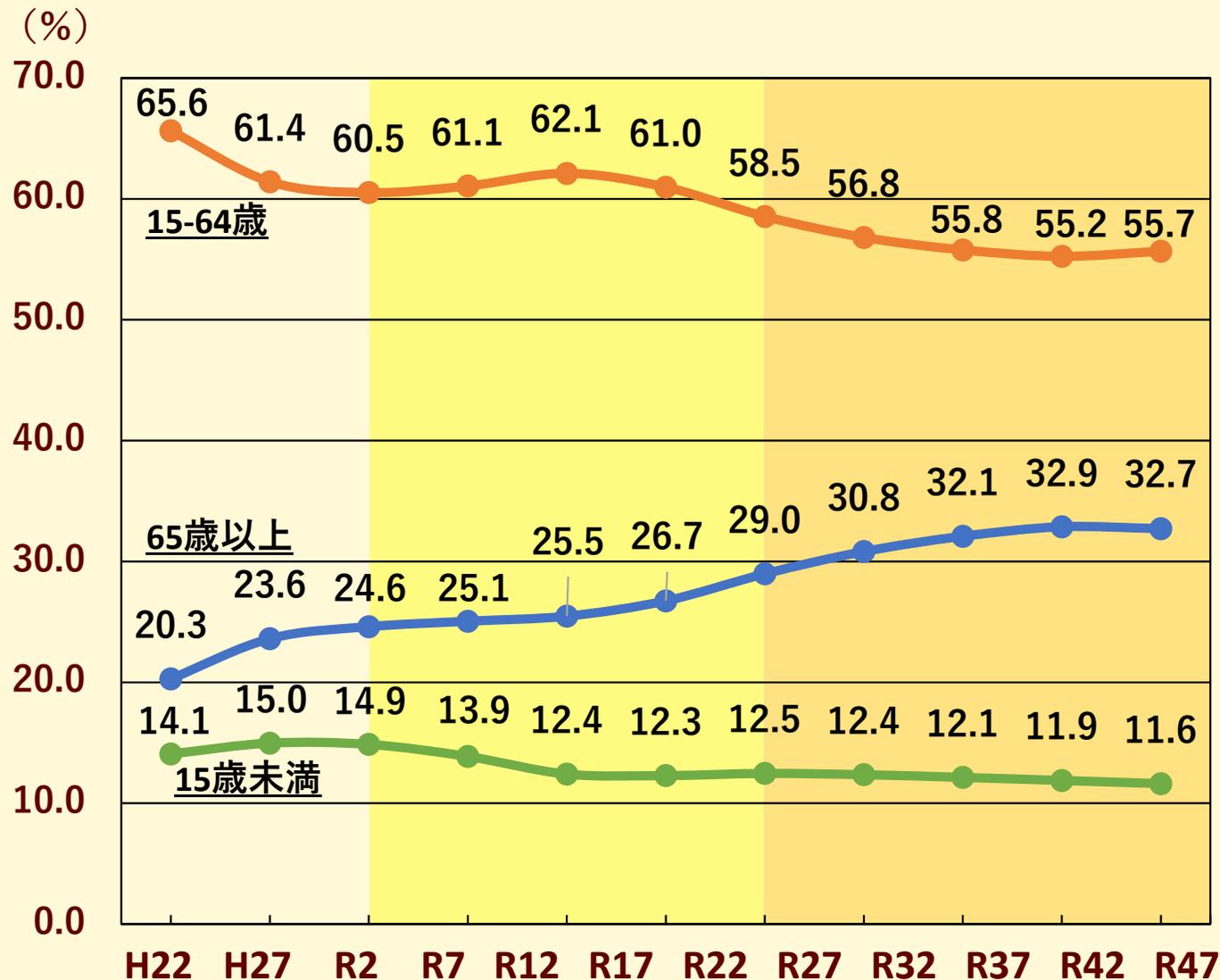
▼

将来展望

【資料】箕面市人口ビジョン (H27年10月)

1. 箕面市の概況

箕面市の高齢化率



R2年～R22年

およそ4人に1人



R22年～R27年

およそ3人に1人

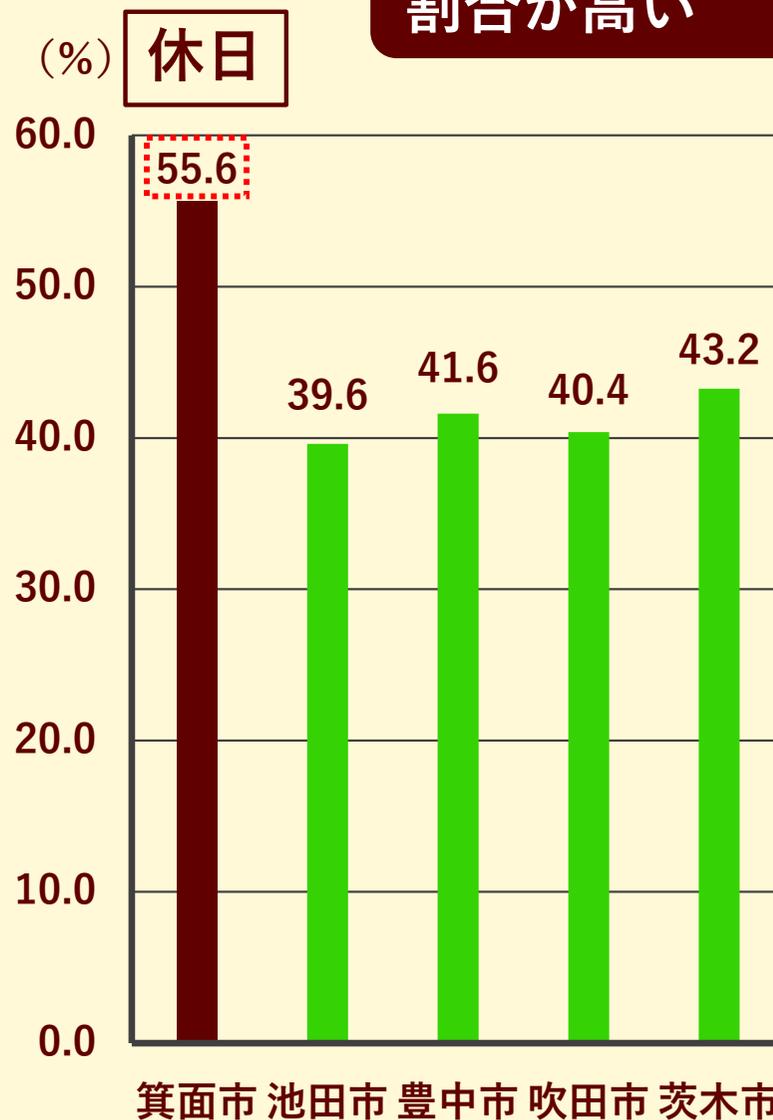
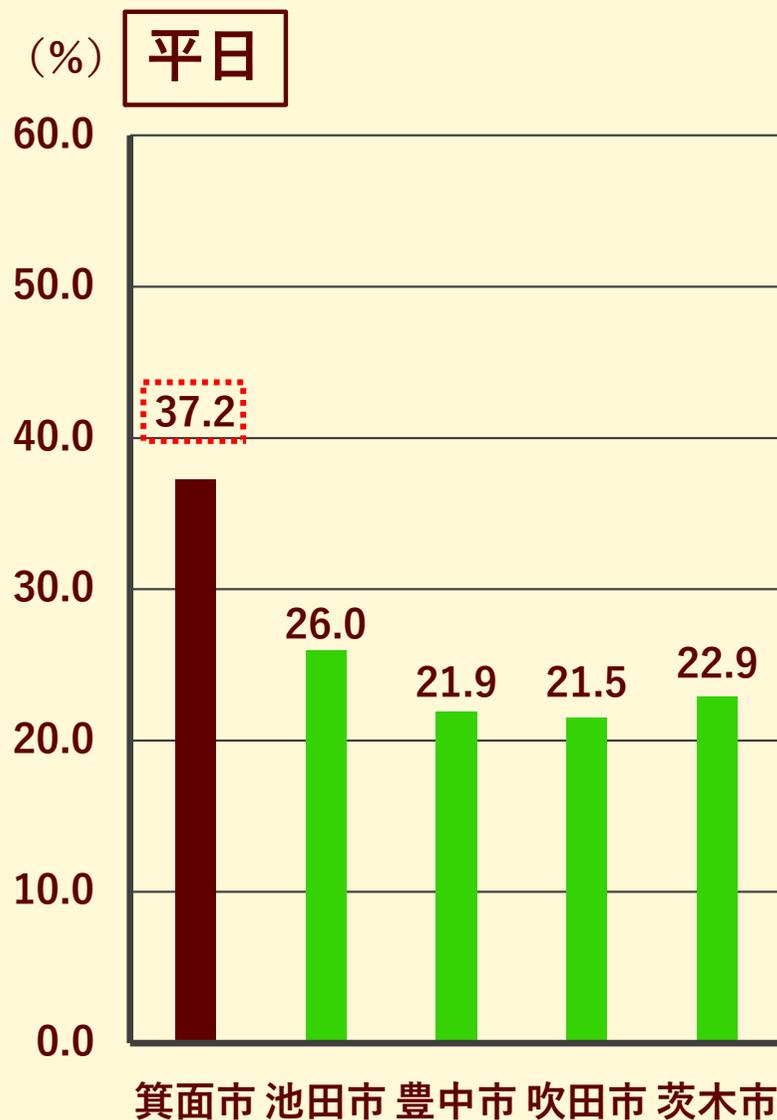
【資料】 箕面市人口ビジョン (H27年10月)

(年)

1. 箕面市の概況

平日・休日別 自動車利用割合

平日・休日ともに近隣市と比べて、自動車移動の割合が高い



【資料】京阪神都市圏交通計画協議会 第5回近畿圏パーソントリップ調査 (H22年)

2. オレンジゆずるバスの 利用促進の取り組み

2. オレンジゆずるバスの利用促進の取り組み

一日乗車券

- ・一般440円（往復運賃と同額）で一日乗車券を発行しています。
- ・阪急バス箕面森町線との乗り継ぎについて、当日に限り一日乗車券を提示することで乗り継ぎ後の運賃が割り引かれます。



高齢者割引／障害者割引

- 運賃100円（一日乗車券200円）
- ・70歳以上のかたは、高齢者運賃割引証を見せた場合、割引を利用することができます。
 - ・障害者や介護者のかたも、障害者手帳等を提示することで、割引を利用することができます。

オレンジゆずるバスサポーター店

サポーター店で、オレンジゆずるバスの一乗車券又は乗車証明券を提示すると割引やプレゼントといった特典を利用することができます。

飲食店 約20店舗

<特典内容例>

- ・飲食代10%OFF
- ・1ドリンクサービス など

サービス 約10店舗

<特典内容例>

- ・200円割引券進呈
- ・料金500円OFF など

物販 約30店舗

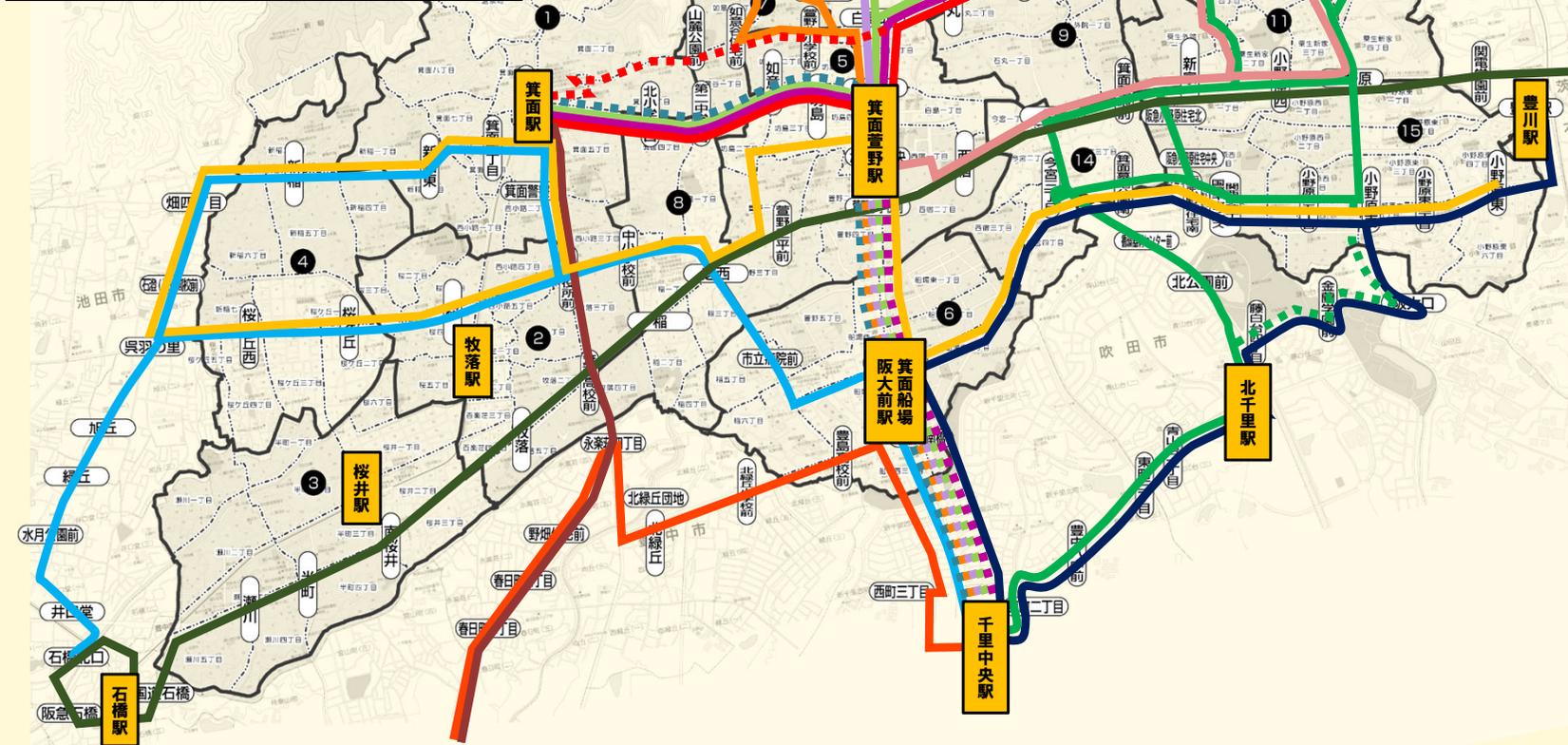
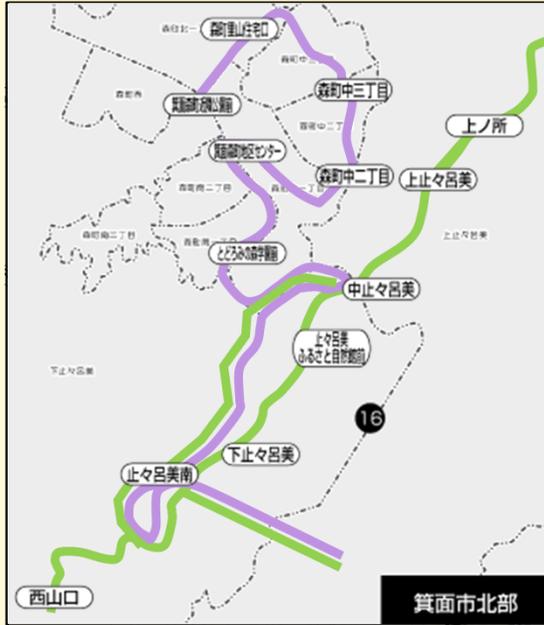
<特典内容例>

- ・粗品プレゼント
- ・ポイント2倍 など

3. 路線バスの再編について

3. 路線バスの再編について

路線バス再編ルート図



社会実験路線	
箕面市負担	① (仮) 箕面小野原線
阪急バス負担	①如意谷線 ②箕面山麓線 ③小野原東線のうち、箕面船場経由の系統

- : 箕面中央線
- : 白島線
- : 如意谷線
- : 箕面森町線
- : 北大阪ネオポリス線
- : 彩都線
- : 箕面山麓線
- : 粟生団地線
- : 小野原東線
- : 石橋線
- : 豊中市内線
- : 阪北線

- - : (仮) 粟生・萱野線
- - : (仮) 箕面小野原線

再編にあたり、運行をとりやめる区間

3. 路線バスの再編について

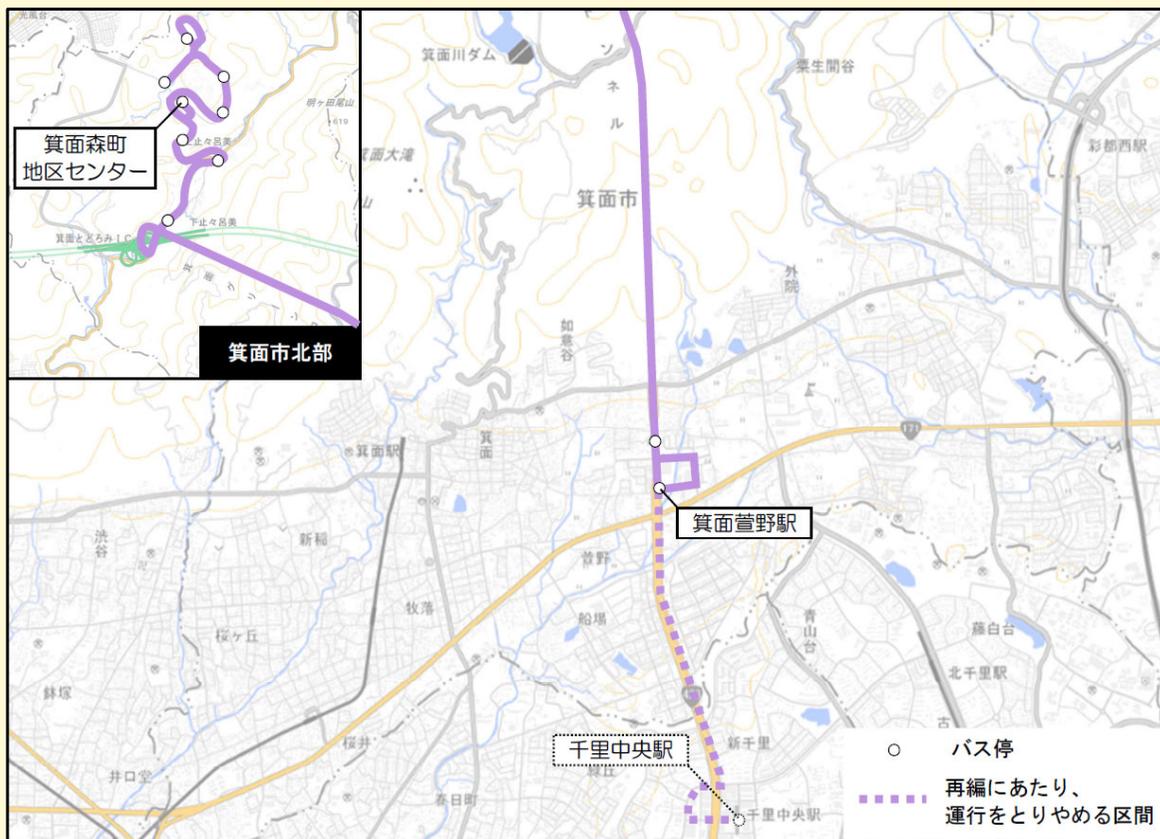
路線バス再編 概要 (令和4年7月21日現在)

	路線名	主な再編内容
①	箕面森町線	・ 運行ルートの一部変更 (箕面萱野駅発着)
②	如意谷線	・ 運行ルートの一部変更 (箕面萱野駅発着)
③	彩都線	・ 運行ルートの一部変更 (箕面萱野駅発着) ・ 箕面駅系統の新設
④	北大阪ネオポリス線	・ 運行ルートの一部変更 (箕面萱野駅発着) ・ 箕面駅系統の新設
⑤	粟生団地線	・ 運行ルートの一部変更
	箕面山麓線 (仮) 粟生・萱野線	・ 運行ルートの一部変更 (箕面萱野駅の経由など) ・ 路線の新設
⑥	白島線	・ 彩都線、北大阪ネオポリス線、箕面山麓線による代替運行 (箕面萱野駅発着)
⑦	箕面中央線	・ 昼間便を除き、箕面船場阪大前駅での折り返し運行
	(仮) 箕面小野原線	・ 路線の新設
⑧	小野原東線	・ 箕面船場阪大前駅経由 千里中央行の新設
	(仮) 箕面小野原線	・ 路線の新設

※ 「石橋線」、「豊中市内線」については、概ね現行どおり。

3. 路線バスの再編について

① 箕面森町線



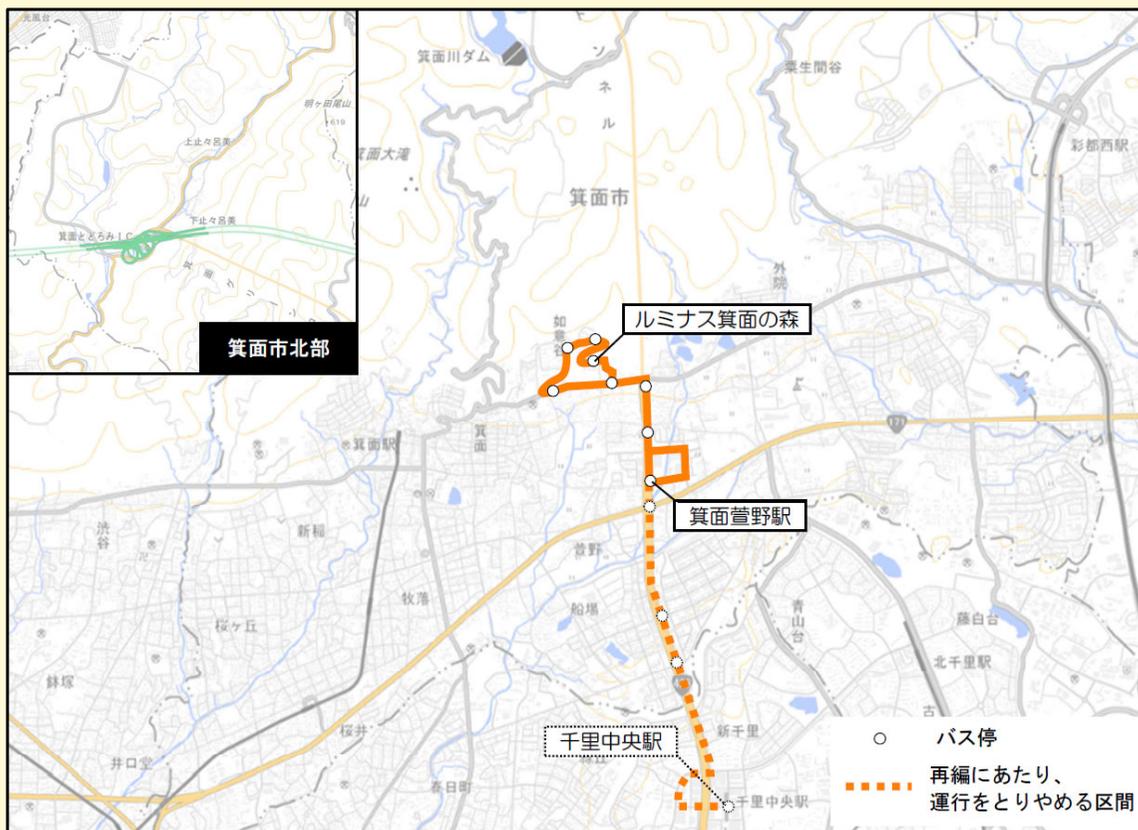
- ・ 北大阪急行線の延伸後、鉄道と並行する区間はバス利用者の減少が見込まれるため、箕面萱野駅から千里中央駅までの区間の運行をとりやめます。
- ・ 運行頻度は、現行と同程度の確保を目指します。

運行間隔	現行		再編後	
	千里中央行	森町方面行	箕面萱野行	森町方面行
朝 ラッシュ時	5～15分	15～20分	5～15分	15～20分
昼間	20～35分	20～35分	20～35分	20～35分
夕 ラッシュ時	10～15分	10～15分	10～15分	10～15分

※運行間隔は箕面市地域公共交通計画策定時点での想定であり、実際の運行にあたっては、多少の誤差が発生するなど、実際の運行内容とは異なる場合があります。

3. 路線バスの再編について

②如意谷線（社会実験を実施する路線）



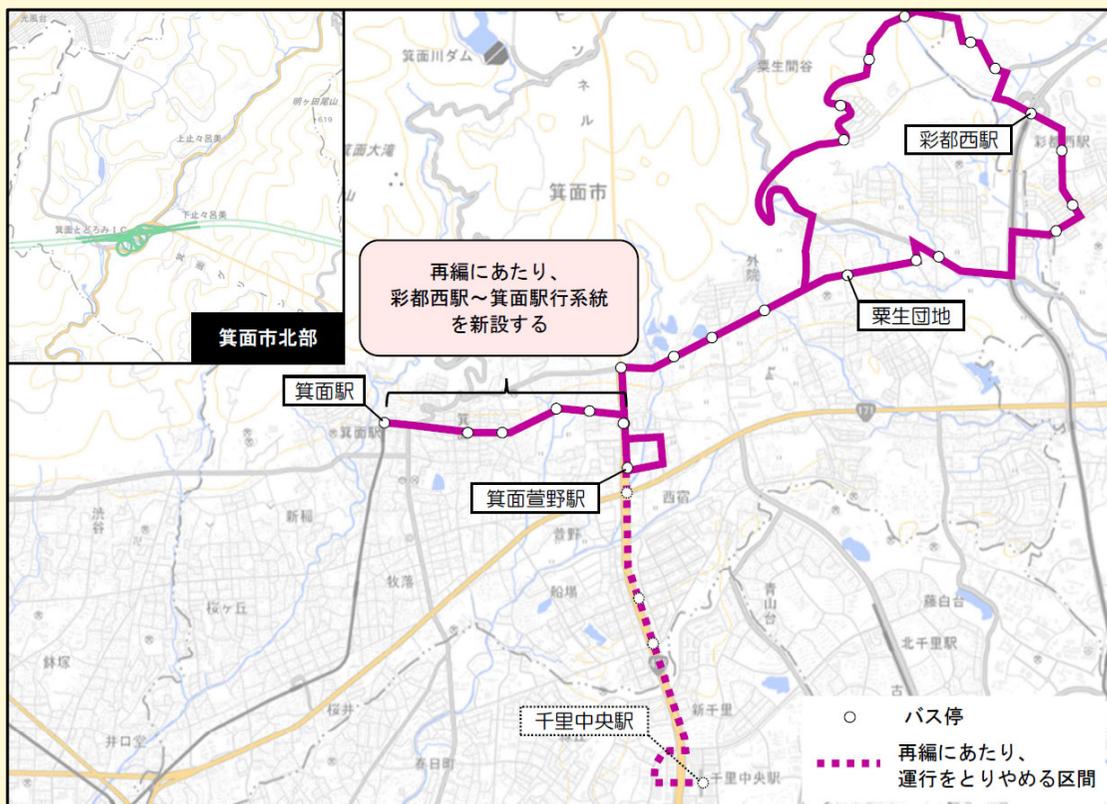
- ・北大阪急行線の延伸後、鉄道と並行する区間はバス利用者の減少が見込まれるため、箕面萱野駅から千里中央駅までの区間の運行をとりやめます。
- ・地域全体が駅からの徒歩圏又は自転車圏に入るが、急傾斜の坂道が連続する地理的特性などから、北大阪急行線の延伸後のバス需要が不透明なため、一定期間の社会実験を実施し、期間中の利用実態に応じて路線のあり方や存廃を検討します。
- ・本路線については箕面萱野駅の徒歩圏又は自転車圏に入り、バス利用者の大幅減少が見込まれることから、運行頻度は現行の50%程度の確保を目指します。

運行間隔	現行		再編後	
	千里中央行	如意谷方面行	箕面萱野行	如意谷方面行
朝 ラッシュ時	10～15分	15～20分	30分	30分
昼間	30分	30分	60分	60分
夕 ラッシュ時	20～25分	20分	30分	30分

※運行間隔は箕面市地域公共交通計画策定時点での想定であり、実際の運行にあたっては、多少の誤差が発生するなど、実際の運行内容とは異なる場合があります。

3. 路線バスの再編について

③彩都線



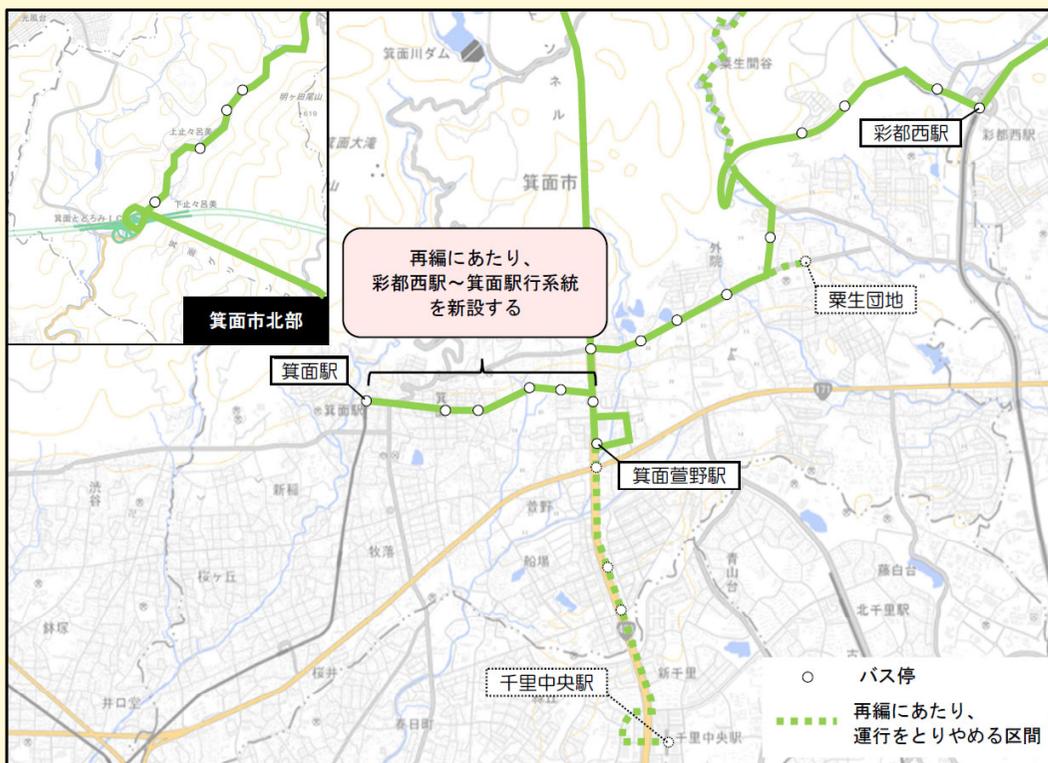
- ・ 北大阪急行線の延伸後、鉄道と並行する区間はバス利用者の減少が見込まれるため、箕面萱野駅から千里中央駅までの区間の運行をとりやめます。
- ・ 新たに彩都西駅から箕面駅行の系統を新設し、市内の東西移動の利便性向上を図ります。
- ・ 今後、沿線の定住人口及び就業人口の増加により、バス利用者の増加が見込まれるため、現行以上の運行頻度の確保を目指します。

運行間隔	現行		再編後	
	千里中央行	彩都方面行	箕面萱野方面行	彩都方面行
朝 ラッシュ時	10～15分	10～15分	10～15分	10～15分
昼間	30分	30分	20分 うち、箕面行：60分	20分 うち、箕面行：60分
夕 ラッシュ時	15～20分	15～20分	10～15分	10～15分

※運行間隔は箕面市地域公共交通計画策定時点での想定であり、実際の運行にあたっては、多少の誤差が発生するなど、実際の運行内容とは異なる場合があります。

3. 路線バスの再編について

④ 北大阪ネオポリス線



- ・ 北大阪急行線の延伸後、鉄道と並行する区間はバス利用者の減少が見込まれるため、箕面萱野駅から千里中央駅までの区間の運行をとりやめます。
- ・ 新たに彩都西駅から箕面駅行の系統を新設し、市内の東西移動の利便性向上を図ります。
- ・ 今後、沿線の定住人口及び就業人口の増加により、バス利用者の増加が見込まれるため、現行以上の運行頻度の確保を目指します。

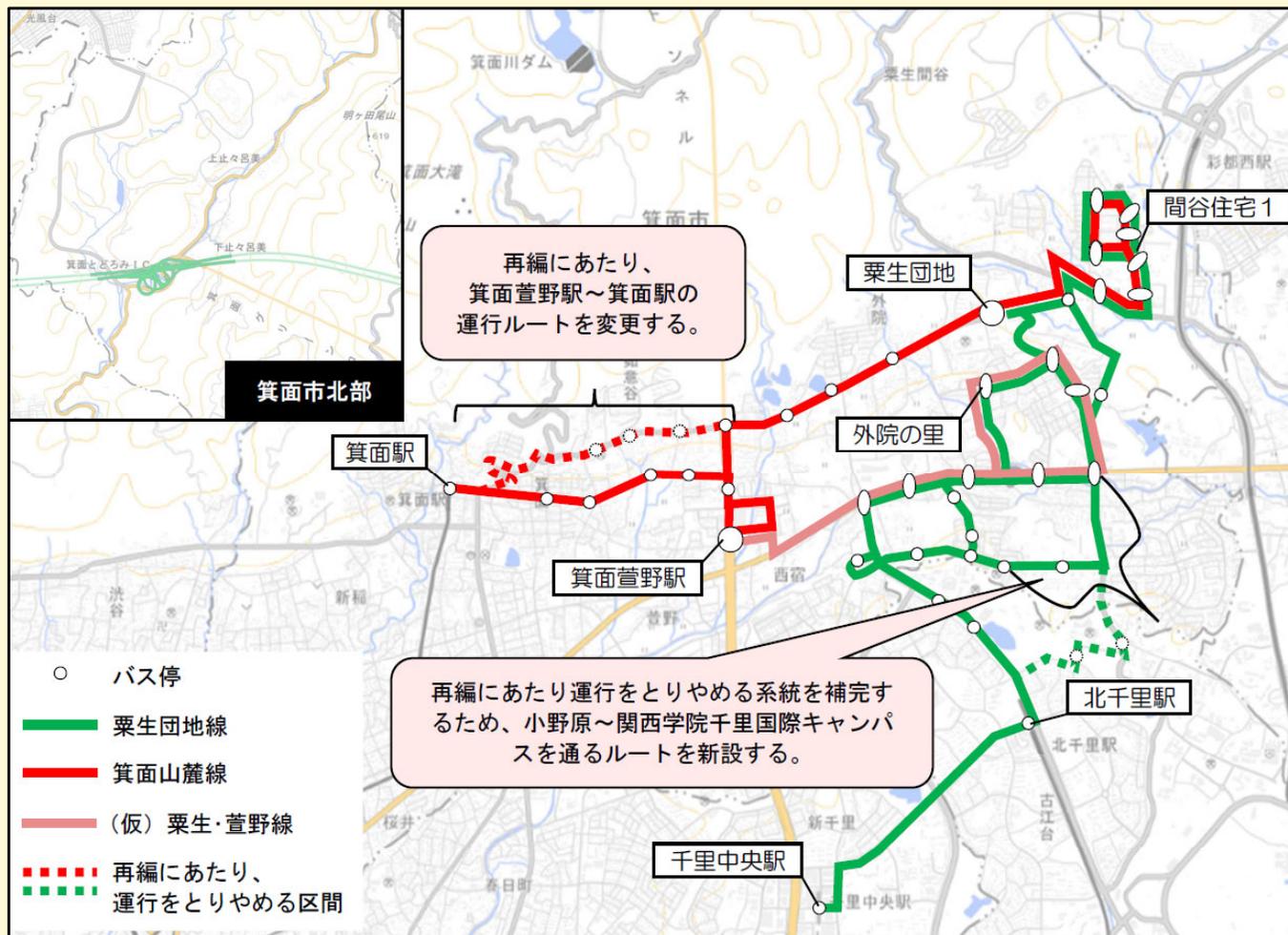
運行間隔	現行		再編後	
	千里中央行	彩都方面行	箕面萱野方面行	彩都方面行
朝 ラッシュ時	20～30分	20～30分	15～20分 うち、箕面行：30～40分	15～20分 うち、箕面行：30～40分
昼間	60分	60分	20～40分	20～40分
夕 ラッシュ時	30分	30分	20～30分 うち、箕面行：30～40分	15～20分 うち、箕面行：30～40分

※彩都西駅～千里中央駅（又は箕面萱野駅）の区間の運行頻度を記載しています。

※運行間隔は箕面市地域公共交通計画策定時点での想定であり、実際の運行にあたっては、多少の誤差が発生するなど、実際の運行内容とは異なる場合があります。

3. 路線バスの再編について

⑤ 粟生団地線・箕面山麓線（社会実験を実施する路線） ・ （仮） 粟生・萱野線



・ 北大阪急行線の延伸後、箕面駅に至る箕面山麓線を社会実験路線として箕面萱野駅経由に再編します。 粟生団地線を含む地域からの各鉄道駅への需要バランスを含めた利用実態に応じて路線のあり方や存廃を検討します。

・ （仮） 粟生・萱野線を新設することで、粟生地域から箕面萱野駅へのアクセスを確保します。

・ 国立循環器病センターの移転後、利用者が減少している粟生団地線の関西学院千里国際キャンパス循環系統の見直しを行い、当該系統の代替として小野原から関西学院千里国際キャンパスを通るルートを新設します。

3. 路線バスの再編について

⑤ 粟生団地線・箕面山麓線（社会実験を実施する路線） ・ （仮） 粟生・萱野線

- ・ 間谷住宅を運行するバスについては、箕面山麓線が従来の箕面駅へのアクセス機能に加え、北急駅へのアクセス機能も担うようになり、北急駅へのアクセス、箕面駅へのアクセスともに現行以上の運行頻度の確保を目指します。
- ・ 箕面山麓線は、一部便で箕面萱野駅での折り返し運行とすることを想定しています。
- ・ 下表では、北大阪急行線の駅（千里中央駅、箕面萱野駅）へアクセスする路線が混在するため、それらを合わせて「北急駅」へアクセスする運行頻度として記載しています。

間谷住宅～北急駅への運行間隔

運行間隔	現行		再編後	
	千里中央方面行	間谷住宅方面行	北急駅行	間谷住宅方面行
朝 ラッシュ時	15～25分	20分	15分	15分
昼間	20～40分	20～40分	30分	30分
夕 ラッシュ時	15～25分	15～25分	15分	15分

間谷住宅～箕面駅への運行間隔

運行間隔	現行		再編後	
	箕面駅行	間谷住宅方面行	箕面駅行	間谷住宅方面行
朝 ラッシュ時	30～40分	60分	30分	30分
昼間	90～120分	120分	60分	60分
夕 ラッシュ時	90～120分	90分	30分	30分

※運行間隔は箕面市地域公共交通計画策定時点での想定であり、実際の運行にあたっては、多少の誤差が発生するなど、実際の運行内容とは異なる場合があります。

3. 路線バスの再編について

⑤ 粟生団地線・箕面山麓線（社会実験を実施する路線） ・ （仮） 粟生・萱野線

- ・ 粟生団地を運行するバスについては、これまでの阪急箕面線への利用者だけでなく、北急線への利用者も合わせて見込まれるなど運行が効率化されることで、粟生団地から北急駅へアクセスする運行頻度は現行と同程度の運行頻度の確保を目指します。
- ・ 粟生団地から箕面駅へのアクセスについては、上記の理由から、現行と同程度の運行頻度の確保を目指します。
- ・ 箕面山麓線は、一部便で箕面萱野駅での折り返し運行とすることを想定しています。
- ・ 下表では、北大阪急行線の駅（千里中央駅、箕面萱野駅）へアクセスする路線が混在するため、それらを合わせて「北急駅」へアクセスする運行頻度として記載しています。

粟生団地～北急駅への運行間隔

運行間隔	現行		再編後	
	千里中央方面行	粟生団地方面行	北急駅行	粟生団地方面行
朝 ラッシュ時	5～15分	15～20分	5～15分	15～20分
昼間	10～20分	10～20分	10～20分	10～20分
夕 ラッシュ時	15～20分	10～15分	15～20分	10～15分

粟生団地～箕面駅への運行間隔

運行間隔	現行		再編後	
	箕面駅行	粟生団地方面行	箕面駅行	粟生団地方面行
朝 ラッシュ時	30～40分	30～40分	30分	30分
昼間	60分	60分	60分	60分
夕 ラッシュ時	30～60分	30～60分	30分	30分

※運行間隔は箕面市地域公共交通計画策定時点での想定であり、実際の運行にあたっては、多少の誤差が発生するなど、実際の運行内容とは異なる場合があります。

3. 路線バスの再編について

⑤ 粟生団地線・箕面山麓線（社会実験を実施する路線） ・ （仮） 粟生・萱野線

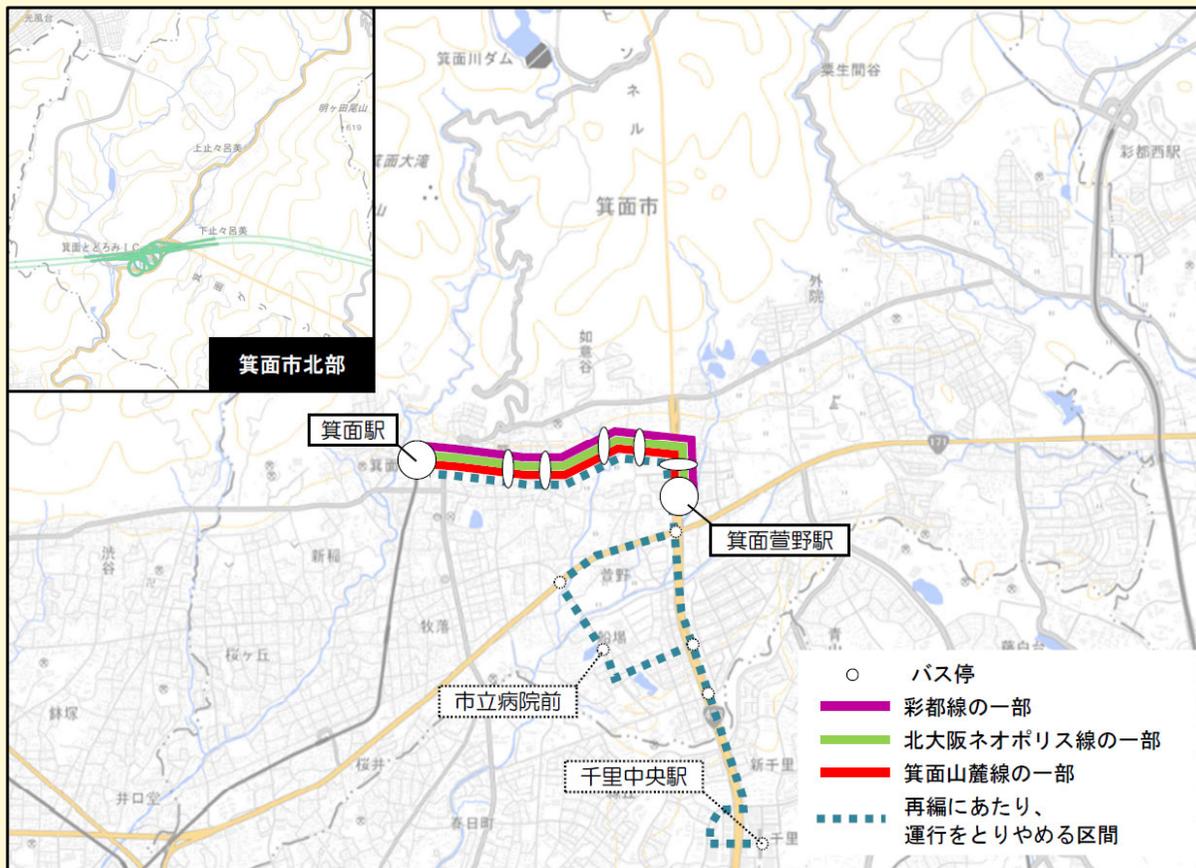
- ・ 外院の里を運行するバスについては、粟生団地線に加えて、（仮） 粟生・萱野線を新設することで現行以上の運行頻度の確保を目指します。
- ・ 下表では、北大阪急行線の駅（千里中央駅、箕面萱野駅）へアクセスする路線が混在するため、それらを合わせて「北急駅」へアクセスする運行頻度として記載しています。

運行間隔	現行		再編後	
	千里中央方面行	外院の里方面行	北急駅行	外院の里方面行
朝 ラッシュ時	15～30分	30～45分	10～20分	20～30分
昼間	60分	60分	30分	30分
夕 ラッシュ時	60分	60分	20～30分	20～30分

※運行間隔は箕面市地域公共交通計画策定時点での想定であり、実際の運行にあたっては、多少の誤差が発生するなど、実際の運行内容とは異なる場合があります。

3. 路線バスの再編について

⑥ 白島線



- 北大阪急行線の延伸後、既存の千里中央行きの下白島線としての運行を見直し、箕面駅から箕面萱野駅の区間は彩都線、北大阪ネオポリス線、箕面山麓線の運行で代替することで、運行の効率化及び市内の東西移動の利便性向上を図ります。
- 箕面駅から箕面萱野駅を運行するルートについては、バス利用者の大幅な減少が見込まれるため、バス利用者は現在の30%程度まで減少する想定ですが、彩都線、北大阪ネオポリス線、箕面山麓線の箕面駅への接続により東部地域から箕面駅方面へのバス利用者が新たに見込まれるため、現行の60%程度の運行頻度の確保を目指します。

運行間隔	現行		再編後	
	千里中央行	箕面駅行	箕面萱野方面行	箕面駅行
朝 ラッシュ時	5～10分	5～10分	15～20分	15～20分
昼間	15分	15～20分	30分	30分
夕 ラッシュ時	10～20分	10～15分	15～20分	15～20分

※運行間隔は箕面市地域公共交通計画策定時点での想定であり、実際の運行にあたっては、多少の誤差が発生するなど、実際の運行内容とは異なる場合があります。

3. 路線バスの再編について

⑦ 箕面中央線・（仮）箕面小野原線

- ・ 箕面市役所前を運行する箕面中央線については、一部が箕面船場阪大前駅からの徒歩圏又は自転車圏に入ることとなり、バス利用者の減少が見込まれるため、運行頻度も減少することを想定していますが、社会実験路線として（仮）箕面小野原線を新設することにより、北急駅へのアクセス手段の確保を目指します。
- ・ 箕面中央線及び（仮）箕面小野原線の利用者の合計は、現在の箕面中央線の利用者数に対し60%程度まで減少する想定に対し、北急駅へアクセスする運行頻度は、現行の80%程度の確保を目指します。
- ・ 市立病院前を運行するバスについては、箕面中央線の運行頻度の減少に加えて、既述の白島線の見直しにより市立病院経由系統の運行をとりやめるため、運行頻度の減少を想定しています。
- ・ 下表では、北大阪急行線の駅（千里中央駅、箕面船場阪大前駅、箕面萱野駅）へアクセスする路線が混在するため、それらを合わせて「北急駅」へアクセスする運行頻度として記載しています。

箕面市役所前～北急駅への運行間隔

運行間隔	現行		再編後	
	千里中央行	市役所方面行	北急駅行	市役所方面行
朝 ラッシュ時	10～20分	20分	15～30分	15～30分
昼間	20分	20分	30分	30分
夕 ラッシュ時	20～30分	20～30分	20～30分	20～30分

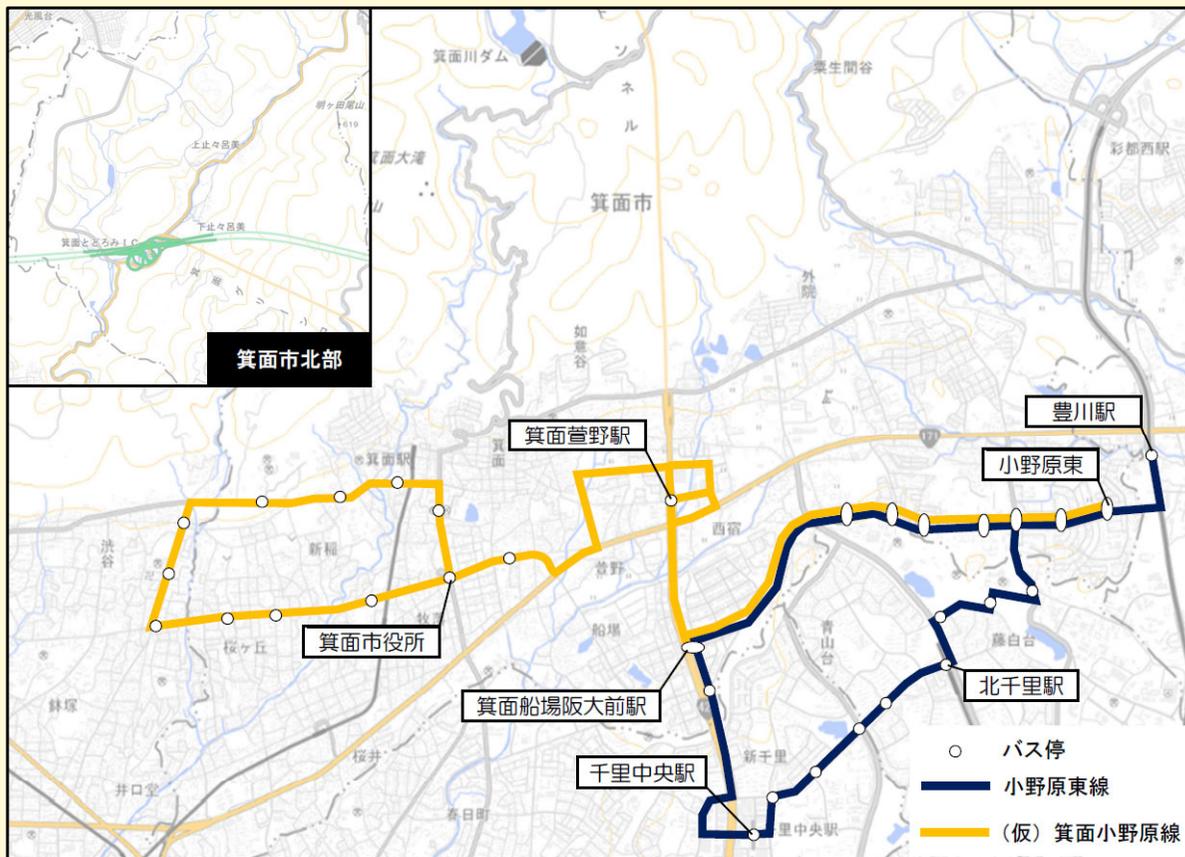
市立病院～箕面船場阪大前駅への運行間隔

運行間隔	現行		再編後	
	千里中央行	市立病院方面行	北急駅行	市立病院方面行
朝 ラッシュ時	10～15分	10～20分	30分	30分
昼間	15～20分	15～20分	60分	60分
夕 ラッシュ時	15～30分	10～20分	40分	40分

※運行間隔は箕面市地域公共交通計画策定時点での想定であり、実際の運行にあたっては、多少の誤差が発生するなど、実際の運行内容とは異なる場合があります。

3. 路線バスの再編について

⑧小野原東線・（仮）箕面小野原線（一部で社会実験を実施する路線）



- ・ 北大阪急行線の延伸後、箕面船場阪大前駅經由千里中央行系統を新設するとともに、箕面萱野駅や西部地域へもアクセスが可能な（仮）箕面小野原線を新設し、東西移動の利便性向上を図ります。
- ・ 小野原東線の箕面船場阪大前駅經由千里中央行の系統と、（仮）箕面小野原線は、一定期間の社会実験を実施し、期間中の利用実態に応じて路線のあり方や存廃を検討します。
- ・ （仮）箕面小野原線を新設することで、現行以上の運行頻度の確保を目指します。

運行間隔	現行		再編後	
	千里中央方面行	小野原方面行	北急駅行	小野原方面行
朝 ラッシュ時	5～10分	10分	5～10分	10分
昼間	20分	20分	15～20分	15～20分
夕 ラッシュ時	10～15分	10～15分	10～15分	10～15分

※運行間隔は箕面市地域公共交通計画策定時点での想定であり、実際の運行にあたっては、多少の誤差が発生するなど、実際の運行内容とは異なる場合があります。

4. 箕面市地域公共交通活性化協議会規約

4. 箕面市地域公共交通活性化協議会規約

箕面市地域公共交通活性化協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、箕面市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）

第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び地域公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うと共に、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、大阪府箕面市西小路四丁目6番1号（箕面市役所内）に置く。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項。
- (5) 前四号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第5条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 箕面市
- (2) 学識経験者
- (3) 公共交通事業者及び公共交通事業者の運転手が

組織する団体

- (4) 住民、公共交通利用者及びNPO
 - (5) 商工事業者及び関係団体
 - (6) 近畿運輸局、大阪府、道路管理者及び公安委員会
- 2 箕面市は、協議会を代表する。
- 3 協議会に委員を置く。
- 4 委員は、第1項各号の区分に応じ、別表のとおりとする。

(役員)

第6条協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長2名
 - (3) 監事2名
- 2 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- (会長)

第7条会長は箕面市副市長（市長が指名する副市長）をもって充てる。

- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 会長は、副会長を第5条第1項第1号及び第2号の区分に応じた委員の中からそれぞれ指名する。
- 4 会長は、監事を委員の中から指名する。

(副会長)

第8条副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 2 前項の規定により職務を代理する副会長は、第5条第1項第1号の区分に応じた委員の中から指名された副会長とする。

(監事)

第9条監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務の執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを会議に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、会議を招集すること。
- 2 前項に規定するもののほか、監査に関し必要な事項は、監査実施規程で定める。

4. 箕面市地域公共交通活性化協議会規約

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、第9条第1項第3号に該当する場合は、監事が招集する。

- 2 会議の招集は、少なくとも、その開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面（電磁的記録電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む）をもって、委員に通知しなければならない。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 5 前各項に規定するもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議運営規程で定める。

(議決)

第12条 会議の議決は、会議に出席する委員の総意を原則とする。

- 2 前項により難い場合は、出席した議長を除く委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(会議の権能)

第13条 会議は、この規約において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定及び変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 規約第4条各号に関すること。
- (5) 前各号に規定するもののほか、協議会の運営に関する重要な事項

(協議結果の尊重義務)

第14条 会議で協議が整った事項については、委員及び協議会

の構成する者はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会の設置)

第15条 協議会は、第4条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、分科会規程で定める。

(事務局)

第16条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、箕面市地域創造部交通政策室に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 前三項に規定するもののほか、事務局に関し必要な事項は、事務局規程で定める。

(資金)

第17条 協議会の資金は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第18条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、財務規程で定める。

(規約の変更)

第19条 この規約は、委員の4分の3以上の同意をもって変更することができる。

(協議会の解散)

第20条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(報告)

第21条 会長は、次に掲げる書類を、箕面市長に提出しなければならない。

- (1) 作成した地域公共交通計画の案
- (2) 作成した地域公共交通特定事業計画
- (3) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書の写し
- (4) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書の写し
- (5) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (6) 規約その他報告が必要と認められるもの

4. 箕面市地域公共交通活性化協議会規約

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成21年3月18日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の委員の任期については、第10条第2号の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附則

この規約は、平成21年5月29日から施行する。

附則

この規約は、平成21年11月25日から施行する。

附則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成23年5月31日から施行する。

附則

この規約は、平成24年1月13日から施行する。

附則

この規約は、平成28年6月15日から施行する。

附則

この規約は、平成28年11月28日から施行する。

附則

この規約は、平成28年11月28日から施行する。

附則

この規約は、平成29年12月19日から施行する。

附則

この規約は、平成30年12月28日から施行する。

附則

この規約は、令和2年10月29日から施行する。

附則

この規約は、令和3年2月2日から施行する。

附則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和3年7月29日から施行する。

附則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和4年7月5日から施行する。

別表 (第5条関係)

区分	委員
第5条 第1項 第1号	箕面市副市長（市長が指名する副市長） 箕面市市政統括監 箕面市地域創造部長 箕面市健康福祉部長 箕面市教育委員会子ども未来創造局長
第5条 第1項 第2号	大阪大学大学院工学研究科教授 富山大学都市デザイン学部都市・交通デザイン学科准教授 大阪大学大学院工学研究科助教
第5条 第1項 第3号	阪急電鉄株式会社の代表 北大阪急行電鉄株式会社の代表 阪急バス株式会社の代表 大阪タクシー協会の代表 阪急バス労働組合の代表 大阪モノレール株式会社の代表
第5条 第1項 第4号	みのおの交通を考える会の代表 箕面市身体障害者福祉会の代表 オレンジゆずるバス再編検討分科会副分科会長
第5条 第1項 第5号	箕面商工会議所の代表 大阪船場繊維卸商団地協同組合の代表（COM） 東急不動産SCマネジメント株式会社の代表（みのおキューズモール）
第5条 第1項 第6号	国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局首席運輸企画専門官（総務企画） 国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局首席運輸企画専門官（輸送） 大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課長 国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所管理第二課長 大阪府池田土木事務所維持保全課長 箕面市みどりまちづくり部長 大阪府箕面警察署交通課長

5. 箕面市地域公共交通活性化協議会 分科会規程

5. 箕面市地域公共交通活性化協議会 分科会規程

箕面市地域公共交通活性化協議会 分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、箕面市地域公共交通活性化協議会規約第15条第2項の規定に基づき、箕面市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の分科会(以下「分科会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、協議会の指示を受け、箕面市地域公共交通活性化協議会規約第4条に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会は、路線バス網再編検討分科会及びオレンジゆずるバス再編検討分科会を設置する。

2 オレンジゆずるバス再編検討分科会は市民部会及び専門部会を設置する。

3 路線バス網再編検討分科会は路線バス網の再編検討を行うものとし、オレンジゆずるバス再編検討分科会はオレンジゆずるバスの再編検討を行うものとする。

4 分科会は、それぞれ別表に掲げる者をもって組織する。

(分科会長及び副分科会長)

第4条 各分科会に、次の役員を置く。

(1)分科会長1名

(2)副分科会長1名

2 分科会長、副分科会長は、相互に兼ねることはできない。

(分科会長)

第5条 路線バス網再編検討分科会分科会長は、別表1の1の項に掲げる者、オレンジゆずるバス再編検討分科会分科会長は、別表2の(専門部会)の1の項に掲げる者をもって充てる。

2 分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。

3 路線バス網再編検討分科会分科会長は、副分科会長を別表1の中から、オレンジゆずるバス再編検討分科会分科会長は、副分科会長を別表2の(市民部会)の中から指名する。

4 オレンジゆずるバス再編検討分科会分科会長は、専門部会の部会長を兼ね、専門部会の会務を総理する。

(副分科会長)

第6条 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

2 オレンジゆずるバス再編検討分科会副分科会長は、協議会の委員となる。

3 オレンジゆずるバス再編検討分科会副分科会長は、市民部会の部会長を兼ね、市民部会の会務を総理する。

(会議)

第7条 オレンジゆずるバス再編検討分科会の会議は、市民部会又は専門部会を個別若しくは合同で開催するものとし、各分科会は協議会会長からの要請があったとき又は分科会長が必要と認めるときに、随時開催するものとする。

2 オレンジゆずるバス再編検討分科会の部会が合同の場合は、分科会長が座長となり、個別の場合は、部会長が座長となる。

3 分科会長は、必要に応じて、分科会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 分科会の会議運営は、会議運営規程を準用するものとする。

(報告)

第8条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、箕面市地域創造部交通政策室において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

5. 箕面市地域公共交通活性化協議会 分科会規程

- 附則
この規程は、平成21年3月18日から施行する。
- 附則
この規程は、平成21年5月29日から施行する。
- 附則
この規程は、平成22年5月14日から施行する。
- 附則
この規程は、平成28年6月15日から施行する。
- 附則
この規程は、平成28年11月28日から施行する。
- 附則
この規程は、平成30年12月28日から施行する。
- 附則
この規程は、令和2年10月29日から施行する。
- 附則
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 附則
この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 附則
この規程は、令和4年7月5日から施行する。

別表1 (第3条関係)
(路線バス網再編検討分科会)

区分	委員
1	大阪大学大学院工学研究科教授
2	富山大学都市デザイン学部都市・交通デザイン学科准教授
3	阪急電鉄株式会社の代表
4	北大阪急行電鉄株式会社の代表
5	大阪モノレール株式会社の代表
6	阪急バス株式会社の代表
7	国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所高槻維持出張所出張所長
8	大阪府池田土木事務所担当
9	箕面市みどりまちづくり部道路管理室長
10	箕面警察署の代表
11	箕面市地域創造部副部長
12	箕面市健康福祉部健康福祉政策室長
13	箕面市地域創造部箕面営業室担当室長
14	公募市民
15	公募市民

5. 箕面市地域公共交通活性化協議会 分科会規程

別表2 (第3条関係)
 (オレンジゆずるバス再編検討分科会)
 (専門部会)

区分	委員
1	大阪大学大学院工学研究科助教
2	阪急バス株式会社の代表
3	国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所高槻維持出張所出張所長
4	大阪府池田土木事務所地域支援・企画課課長補佐
5	箕面市みどりまちづくり部道路管理室長
6	箕面市市政統括政策推進室長
7	箕面市健康福祉部健康福祉政策室長
8	箕面市地域創造部副部長

(市民部会)

区分	委員
1	みのおの交通を考える会の代表
2	箕面商工会議所の代表
3	大阪船場繊維卸商団地協同組合の代表 (COM)
4	株式会社萬栄の代表 (ジェット)
5	東急不動産 S C マネジメント株式会社の代表 (みのおキューズモール)
6	株式会社ビーバーレコードの代表 (ビーバーワールド)
7	学校法人大阪青山学園の代表
8	有限会社箕面自動車教習所の代表
9	公募市民
10	障害者団体 (3 団体) の各代表
11	オレンジゆずるバス検討分科会委員の内、継続して参加を希望する住民、団体の代表
12	オレンジゆずるバスによる利用が多い施設の代表